

諫早市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月27日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和4年度定期監査（後期：1月～2月実施分）結果報告

1 監査の対象

経済交流部：商工観光課

建設部：建設総務課

教育委員会：教育総務課、学校教育課

議会事務局

選挙管理委員会事務局

※監査の対象年度：令和3年度

2 監査の期間

令和5年1月5日（木）から令和5年2月10日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【経済交流部 商工観光課】

- 行政財産の使用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、轟峡第一駐車場敷地の目的外使用の使用料が使用前に納入されていない事例が見受けられた。

については、行政財産の使用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。

【建設部 建設総務課】

- 占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市道路占用料条例第3条第1項、諫早市公共下水道条例第29条第1項及び諫早市法定外公共物管理条例第15条第2項において準用される諫早市準用河川流水占用料等徴収条例第3条第1項によると、「占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収し、占用の期間が1年を超える場合にあっては、初年度分については当該占用の開始前に、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収する」と規定されているが、占用料が納入期限内に徴収されておらず前回の定期監査時の指摘事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、占用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。

- 占用許可事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

占用許可の条件として、工事完了後1ヶ月以内に提出することとなっている工事竣工届について、未提出や提出の遅延など、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、占用許可事務について適切に行われたい。

- 占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、「占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収し、占用の期間が1年を超える場合にあっては、初年度分については当該占用の開始前に、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収する」と規定されているが、占用料の納入期限が占用開始後の任意の日に設定されている事例が見受けられた。

については、占用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、港湾統計調査委託料の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【選挙管理委員会事務局】

- 契約事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市契約規則によると、予定価格が30万円を超えるものにあつては、予定価格調書の作成、契約書の作成、履行の届出、検査命令及び検査調書の作成をしなければならないと規定されているが、選挙公報新聞折込みの契約事務において、その手続きがなされていない事例が見受けられた。

については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

契約事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市物品会計規則第4条によると、1件の予定価格が30万円を超える物品調達の契約事務は、契約管財課長が行うものとする規定されているが、自課発注で備品を購入している事例。

- ② 業務委託の契約締結伺いにおいて、契約の方法を随意契約とする根拠条項を誤って記載しており、前回及び前々回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例及び業務名が統一されていない事例。

については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。